昭和二十二年内務省令第二十九号

地方自治法施行規則

地方自治法施行規則を次のように定める。

第一条　地方公共団体の議会の解散の投票、地方公共団体の議会の議員及び長の解職の投票並びに一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する賛否の投票に用いる投票用紙は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十二条の規定による宣誓書は、公職選挙法施行規則第九条の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第五条　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による不在者投票用封筒並びに同令第五十三条第二項の規定による不在者投票証明書及び入れるべき封筒は、公職選挙法施行規則第十条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第六条　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の三の規定による郵便投票証明書の交付申請書又は郵便投票証明書は、公職選挙法施行規則第十条の三の規定による様式に準じて作成し、又は調製しなければならない。同条第二項の規定は、郵便投票証明書の交付を申請する場合に準用する。

第六条の二　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の四の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第六条の三　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第六条の四　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第五項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の五の三の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第六条の五　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第七項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の四の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第七条　地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第六十九条及び第八十二条の規定による開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、公職選挙法施行規則第十一条の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第八条　地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第五十四条、第七十条又は第八十三条の規定による投票録、開票録又は選挙録並びに地方自治法施行令第百六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五条の四において準用する公職選挙法施行令第六十一条の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第九条　普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、別記様式のとおりとする。

2　広域連合の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、別記様式のとおりとする。

第十条　普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、前条第一項の別記様式の例によるものとする。

2　広域連合の事務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、前条第二項の別記様式の例によるものとする。

第十一条　普通地方公共団体及び特別区の議会の解散請求書、解散請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求署名収集委任状、解散請求署名審査録及び解散請求署名収集証明書は、第九条第一項の別記様式の例によるものとする。

2　広域連合の議会の解散請求書、解散請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求署名収集委任状、解散請求署名審査録及び解散請求署名収集証明書は、第九条第二項の別記様式の例によるものとする。

第十二条　普通地方公共団体及び特別区の議会の議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書は、第九条第一項の別記様式の例によるものとする。

2　広域連合の議会の議員、長及び地方自治法施行令第二百十六条に規定する職員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書は、第九条第二項の別記様式の例によるものとする。

第十二条の二　広域連合の規約変更要請請求書、規約変更要請請求代表者証明書、規約変更要請請求者署名簿、規約変更要請請求署名収集委任状、規約変更要請請求署名審査録及び規約変更要請請求署名収集証明書は、第九条第二項の別記様式の例によるものとする。

第十二条の二の二　地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十二条の二の三　地方自治法第百三十八条の二第一項の総務省令で定める電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第百三十八条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。）と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第十二条の二の四　地方自治法第百三十八条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知

を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2　前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第十二条の二の五　地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第十二条の二の六　議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第十二条の二の七　地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出

第十二条の二の八　地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。

第十二条の二の九　第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。

第十二条の二の十　地方自治法第百五十条第四項の規定による報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十二条の二の十一　地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

2　地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一　歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項

その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

二　次に掲げるいずれかの事項

イ　クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ　電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の十二　地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3　前二項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。

第十二条の二の十三　指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）は、同法第二百三十一条の二の二（第一号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、当該委託を受けたことを証する書面を交付するものとする。

2　指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の二（第二号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

3　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四　地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

2　地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五　指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六　指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一　報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二　前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ　第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項

ロ　歳入等を納付しようとする者から地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により委託を受けた年月日

第十二条の二の十七　普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

2　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

2　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の二の十九　地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第一項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二の二十　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二の二十一　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条から第十二条の四までにおいて「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、

二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の三　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三　第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3　実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一　新商品の生産等の目標

二　新商品等の内容

三　新商品の生産等の実施時期

四　新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4　普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5　前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6　普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7　普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8　前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。

第十二条の四　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十二条の五　地方自治法施行令第百六十八条の七第一項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券

二　災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券

三　公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

第十三条　地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

（基準給与年額の算定方法）

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

二　普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額）

三　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）

2　前項の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に関係する他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。

3　普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とする。

4　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額

二　普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額

三　普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。）の額に十二を乗じて得た額

5　前項の俸給又は手当の額には、当該地方警務官がその職責に関係する他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。

6　普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方警務官の基準給与年額とする。

第十四条　予算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十五条　歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2　歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

第十五条の二　予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の三　継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の四　繰越明許費繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の五　事故繰越し繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。ただし、継続費に係る地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しにあつては、第十五条の三の継続費繰越計算書の様式によるものとする。

第十六条　決算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十六条の二　歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。

第十七条　地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

第十七条の二　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一第一号に規定する総務省令で定める職は、会計検査院において会計検査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計検査に関する行政事務を担当する専門的な職とする。

第十七条の三　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一第三号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる監査に関する行政事務を担当する職とする。

一　都道府県　監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する監査に関する行政事務を担当する専門的な職

二　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）　監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三　中核市　監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の四　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一第五号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる会計事務を担当する職とする。

一　都道府県　会計事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計事務を担当する専門的な職

二　指定都市　会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三　中核市　会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の五　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる予算の調製に関する事務を担当する職とする。

一　都道府県　予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する予算の調製に関する事務を担当する専門的な職

二　指定都市　予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三　中核市　予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の六　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める組織は、地方自治法第百五十八条の規定により設けられた予算の査定に関する事務を分掌させるための組織とする。

第十七条の七　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十三に規定する総務省令で定める事項は、監査の事務を補助させようとする者の履歴に関する事項とする。

第十七条の八　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一　地方自治法第二百五十二条の三十六第四項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と同法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二　包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三　その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

第十七条の九　普通地方公共団体及び特別区の地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十第二項に規定する事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書」という。）並びに普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求代表者証明書で同項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2　広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百十六条の五において準用する同令第百七十四条の四十九の三十第二項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一　普通地方公共団体と地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二　個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三　その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

第十七条の十一　前条の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、前条中「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十八第一項において準用する同令第百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第五号」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十二　第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十九第一項において準用する同令第百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十三　第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の四十第一項において準用する同令第百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十四　地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書で同令第百七十四条の四十九の四十一第一項の規定により当該請求書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十五　第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があった場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の四十二第一項において準用する同令第百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十八条　地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　規約

二　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三　構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

五　申請者が代表者であることを証する書類

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二　地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

二　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

三　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

五　合併しようとする各認可地縁団体の規約

六　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　認可年月日

二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があった場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　解散事由

ヘ　解散年月日

五　清算結了の場合

イ　名称

ロ　区域

ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所

ホ　清算結了年月日

六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合

告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条　地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条　地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2　市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3　前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条　地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第二十二条の二　地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第二十二条の二の二　認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用い

る電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

3　第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条の二の三　地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　合併後の認可地縁団体の名称

二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三　合併後の認可地縁団体の区域

四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所

五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十　合併前の各認可地縁団体の名称

十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二条の二の五　地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二　申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三　申請者が代表者であることを証する書類

四　地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三　地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二　前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四　異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3　前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四　地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2　前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五　地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2　前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の六　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の二第二項の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。

第二十三条　この省令中市に関する規定は特別区に関する規定、市長に関する規定は特別区の区長に関する規定とみなす。

第二十三条の二　第十七条の十の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第二百十六条の五」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百九十一条の六」と読み替えるものとする。

附　則

第一条　この省令は、公布の日から、これを施行する。

第二条　東京都制施行規則、道府県制施行規則、市制町村制施行規則、明治三十五年内務省令第三号（道府県職員服務規律）、明治四十四年内務省令第十四号（市制第八十二条第一項の市の指定の件）、明治四十四年内務省令第十六号（市町村職員服務規律）及び昭和十八年内務省令第五十一号（東京都職員服務規律）は、これを廃止する。

第三条　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

一　工期の二分の一を経過していること。

二　工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

（令和三年度から令和八年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）

第四条　令和三年度から令和八年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中「

4 地方特例交付金	

」とあるのは「

1 地方特例交付金	
1 地方特例交付金	

」

4	地方特例交付金	
	1	地方特例交付金
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

」と、同表市町村の欄中「

	1	地方特例交付金
	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

」とあるのは「

9	地方特例交付金	
	1	地方特例交付金
	1	地方特例交付金

」とする。

附　則（昭和二五年五月四日総理府令第一六号）　抄

1　この府令は、昭和二十五年五月十五日から施行する。

附　則（昭和二七年八月一九日総理府令第五八号）

この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附　則（昭和二七年九月一日総理府令第六四号）

この府令は、公布の日から、施行する。但し、第二条の改正規定は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から適用する。

附　則（昭和三一年一二月六日総理府令第八九号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公共団体歳入歳出予算様式に関する部分は、昭和三十二年度分から適用し、繰越計算書様式及び地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分は、昭和三十一年度分から適用する。

附　則（昭和三七年九月二九日自治省令第二一号）

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和三八年九月四日自治省令第二六号）　抄

1　この省令中予算に関する改正規定は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

附　則（昭和三八年一二月二七日自治省令第三五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四〇年五月一〇日自治省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四一年二月一五日自治省令第二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四一年五月三〇日自治省令第一一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年七月五日自治省令第一四号）　抄

（施行期日）

1　この省令中地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十号）による改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第四十三条第一項の昭和四十年度の赤字企業及び新法第四十九条第一項の赤字の企業の財政の再建に関する改正規定は公布の日から、予算に関する改正規定は昭和四十二年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

5　前項の規定による改正後の地方自治法施行規則第十五条の五の規定及び別記継続費繰越計算書様式は、昭和四十二年度の予算及び決算から適用する。

附　則（昭和四一年八月一七日自治省令第一九号）　抄

1　この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。

附　則（昭和四三年一一月一日自治省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年四月一四日自治省令第一〇号）

1　この省令は、昭和四十四年五月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、なお従前の例による。

附　則（昭和四四年一二月五日自治省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年一月二三日自治省令第一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。

附　則（昭和四六年七月五日自治省令第一三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年九月八日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年九月三〇日自治省令第二六号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年六月三〇日自治省令第一七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附　則（昭和四九年三月三〇日自治省令第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和四九年一〇月一七日自治省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五〇年二月六日自治省令第一号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の地方自治法施行規則別記予算に関する説明書様式中給与費明細書に関する部分は、昭和五十年度の予算から適用する。ただし、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（昭和五〇年九月二〇日自治省令第一六号）

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附　則（昭和五一年三月三一日自治省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五一年八月一七日自治省令第二五号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年三月三一日自治省令第八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は同年四月十六日から、軽油引取税に関する改正規定は同年六月一日から、附則第十三条の次に一条を加える改正規定は昭和五十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和五四年三月三一日自治省令第九号）　抄

1　この府令は、公布の日から施行する。

1　この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則（昭和五七年九月一六日自治省令第二〇号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五九年八月一七日自治省令第二一号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日以降において昭和五十九年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（昭和六〇年八月二二日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年一月二八日自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年五月三〇日自治省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年三月三日自治省令第三号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年一二月二八日自治省令第三七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和六三年一二月三〇日自治省令第三七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附　則（平成元年三月三一日自治省令第一二号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附　則（平成二年二月二一日自治省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年一二月二六日自治省令第三三号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日以降において平成二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（平成三年三月三〇日自治省令第九号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附　則（平成三年四月二日自治省令第一一号）抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年一二月二四日自治省令第三〇号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日以降において平成三年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（平成六年七月八日自治省令第二八号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附　則（平成六年一一月二五日自治省令第四一号）抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

8　前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成七年六月二〇日自治省令第二一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の地方自治法施行規則の規定は、この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

附　則（平成七年一二月二〇日自治省令第三六号）抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年三月三一日自治省令第一八号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成九年九月三〇日自治省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年一二月一九日自治省令第四二号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附　則（平成一〇年一月三〇日自治省令第一号）抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

5　前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年八月五日自治省令第三四号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附　則（平成一〇年一二月一八日自治省令第四六号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年二月一七日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年三月三一日自治省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年三月三一日自治省令第二二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年四月一八日自治省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一三年一月一一日総務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算から適用する。ただし、この省令による改正後の別記予算の調整の様式第5表は、平成十二年度の予算から適用する。

附　則（平成一四年二月二八日総務省令第一九号）

（施行期日）

1　この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として議会に提出し、又は議会の議決を経ている予算及びこれに関する説明書は、同条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として定められたものとみなす。

附　則（平成一四年三月三〇日総務省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

附　則（平成一五年三月二四日総務省令第九号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年八月二九日総務省令第一一号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月二日）から施行する。

附　則（平成一五年一二月二五日総務省令第一四五号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附　則（平成一六年四月一日総務省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年七月三〇日総務省令第一一一号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附　則（平成一六年一一月八日総務省令第一三一号）

この省令は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百四十四号）の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。

附　則（平成一七年四月一三日総務省令第七五号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

附　則（平成一七年一二月二八日総務省令第一六九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（平成一八年一一月二二日総務省令第一三九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行規則第十二条の二の二の改正規定及び同令第十二条の四の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

（出納長及び収入役に関する経過措置）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条第一項の規定、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1並びに第二条の規定による改正前の地方税法施行規則第四号様式及び第四号の二様式は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十二条第一項、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1中「助役」とあるのは、「副市町村長」とする。

附　則（平成一九年一月三一日総務省令第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成十九年度から平成二十一年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）

第二条　平成十九年度から平成二十一年度までの各年度においては、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中「

4　地方特例交付金	
1　地方特例交付金	
1　地方特例交付金	

」とあるのは「

4　地方特例交付金	
1　地方特例交付金	2　特別交付金
1　地方特例交付金	1　特別交付金

」と、同表市町村の欄中「

8　地方特例交付金	
1　地方特例交付金	2　特別交付金
1　地方特例交付金	1　特別交付金

」とあるのは「

8　地方特例交付金	
1　地方特例交付金	2　特別交付金
1　地方特例交付金	1　特別交付金

」とする。

附　則（平成一九年二月二三日総務省令第一四号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定及び附則第四項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年三月一三日総務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一九年三月三一日総務省令第五四号）　抄

1　この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

附　則（平成二〇年二月一四日総務省令第一二号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附　則（平成二〇年七月一八日総務省令第八六号）　抄

（施行期日等）

第一条　この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年一〇月二二日総務省令第一一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年一一月六日総務省令第一一八号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十二条、別記歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）、別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出様式（第二十条関係）、別記台帳様式（第二十一条関係）及び別記申請書様式（第二十二条関係）の改正規定並びに附則第二条の規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日の前日までに、この省令による改正前の地方自治法施行規則（以下、「旧規則」という。）の規定に基づく申請、届出その他の手続及び旧規則別記台帳様式（第二十一条関係）により調製されている台帳については、この省令による改正後の地方自治法施行規則中の相当する規定に基づくものとみなす。

附　則（平成二一年三月三一日総務省令第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日総務省令第三九号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年五月二九日総務省令第五四号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日以降において、平成二十一年度及び平成二十二年度の予算に関して議会

に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附　則（平成二二年三月三一日総務省令第三五号）

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年四月二七日総務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年七月二九日総務省令第一一一号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年八月一日）から施行する。

附　則（平成二三年一二月二六日総務省令第一六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年三月三一日総務省令第三〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、児童手当法の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二四年三月までの間に、平成二二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項及び平成二三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第百七号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項の規定により支給すべき子ども手当に関しては、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分の表説明の欄中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と読み替えるものとする。

附　則（平成二五年二月六日総務省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（平成二五年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則第九条から第十二条の二までの規定並びに同令別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求書様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式及び別記何広域連合事務監査請求代表者証明書様式は、この省令の施行の日以後に改正令第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）第九十一条第二項（新令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十三条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この省令の施行の日の前日までに改正令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「旧令」という。）第九十一条第二項（旧令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

第三条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記投票用紙様式の一及び別記投票用紙様式の二は、この省令の施行の日以後に新令第百条の二第二項（新令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を新令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百二十五条の二、第百二十六条の二（これらの規定を新令第百二十三条の二、第百二十四条の二、第百二十五条の三（これらの規定を新令第二百十四条の三及び第二百十五条の三（これらの規定を新令第二百十五条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百九条の三第二項（旧令第百十三条、第百十六条の二、第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われた投票については、なお従前の例による。

附　則（平成二六年三月三一日総務省令第三九号）

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年一月三〇日総務省令第三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年三月九日総務省令第一三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この省令の規定による改正前の地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分の表は、なおその効力を有する。

附　則（平成二七年九月一六日総務省令第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行する。

附　則（平成二七年一二月一六日総務省令第一〇三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年二月一二日総務省令第八号）

この省令は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附　則（平成二八年三月三一日総務省令第三九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附　則（平成二八年五月二七日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規則の規定は、平成二八年四月一日から適用する。

附　則（平成二九年三月八日総務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年三月二七日総務省令第一三号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日総務省令第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年三月一九日総務省令第一〇号）

この省令は、平成三〇年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年三月二九日総務省令第一三号）

この省令は、平成三〇年四月一日から施行する。

附　則（平成三一年三月二九日総務省令第三七号）

この省令は、平成三二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式（第十

五条の二関係）給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成三一年三月二九日総務省令第三八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（平成三一年三月二九日総務省令第三九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　公布の日

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　平成二十八年地方税法等改正法附則第三十六条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度の前年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。

附　則（平成三一年三月二九日総務省令第四〇号）　抄

（施行期日等）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、令和元年度分の森林環境譲与税から適用する。

附　則（令和元年五月三一日総務省令第一一号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附　則（令和元年七月五日総務省令第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年九月一一日総務省令第四一号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日総務省令第六四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和二年三月二七日総務省令第一四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年三月三〇日総務省令第一七号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日総務省令第二一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年九月一八日総務省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日総務省令第一三一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年一月二九日総務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年三月一九日総務省令第二五号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年三月三一日総務省令第三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第四条（地方自治法施行規則附則第四条の改正規定を除く。）及び附則第十条の規定　令和四年一月四日

三及び四　略

五　第一条中地方税法施行規則附則第三十条第二項第二号の改正規定、同条第四項第一号の改正規定（「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。）、同項を同条第八項とする改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに第四条中地方自治法施行規則附則第四条の改正規定並びに附則第六条第四項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附　則（令和三年八月二五日総務省令第八一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年八月三〇日総務省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年八月三一日総務省令第九一号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年十一月二十六日から施行する。ただし、電磁的方法に関する改正規定は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の地方自治法施行規則第二十二条の二の二第二号の書類は、この省令による改正前の地方自治法施行規則第十八条第四号に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。

附　則（令和四年六月一〇日総務省令第四一号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に締結された契約に係る地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費についての同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和四年八月一二日総務省令第五四号）

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附　則（令和四年一二月二八日総務省令第八二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和五年三月一〇日総務省令第一二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和五年三月三一日総務省令第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和六年一月一九日総務省令第二号）

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日からこの省令の施行の日の前日までの間に締結された契約に係る第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和六年二月九日総務省令第一〇号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令和六年三月三〇日総務省令第三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（別記）

投票用紙様式の一（第一条関係）

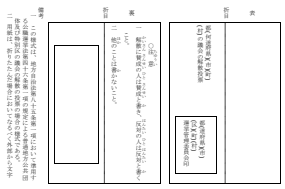

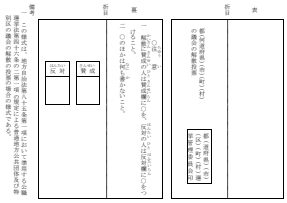

二　用紙の種類及び用紙に記載すべき事項等構成の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の印とする。

三　前方後円墳三は、第百十三条の二第一項の規定による表示を用いる。

四　第百四十三条の二第一項の規定により表示を用いる公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第二百八十九号）第十二条の二第一項の規定による表示を用いる。

様式第十三号（第百十三条の二第一項の規定による表示を用いる。）

表

（裏）

（表）

（裏）

備考

一　投票用紙は、表及び裏に印刷すべき事項を印刷すること。

二　用紙の色は、白色とする。

三　投票用紙に記載すべき事項等構成の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の印とする。

四　この様式による表示を用いる。

様式第十六号（第百十六条の二第一項の規定による表示を用いる。）

表

（裏）

（表）

（裏）

備考

一　用紙の色は、白色とする。

二　この様式による表示を用いる。

様式第十六号（第百十六条の二第一項の規定による表示を用いる。）

表

（裏）

（表）

（裏）

備考

一　用紙の色は、白色とする。

二　この様式による表示を用いる。

様式第十六号（第百十六条の二第一項の規定による表示を用いる。）

二　用紙の裏面を折り用紙に押すべき広域連合の議会選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の「その三」に準ずる。

投票用紙様式の二（第一条関係）

投票用紙様式の二（第一条関係）

その一

表

裏

（市長選挙）

（市長選挙）

（市長選挙）

二　用紙の種類及び用紙に記すべき事項等は、総務省令で定める。

会の同意に係る住民投票執行条例の規定に準ずる。

表	裏
何区域選挙区の議員又は区域委員の選挙人名簿抹消届	一　転居により選挙人名簿に登録されるべき区域選挙区の名称 二　その年月日
区域委員選挙区	区域選挙区 年月日

備考　二　この様式は、地方自治法施行令第九十二条の規定により準用する公職選挙法施行令第四十六条の二第一項の規定により準用する同令第四十六条の規定による区域委員の選挙及び再選挙の投票所の閉鎖の時刻について、準用する公職選挙法施行令第四十六条の二第二

二　用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求書様式（第九条関係）

[illegible]

何広域連合条例制定（改廃）請求書様式（第九条関係）

[illegible]

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

[illegible]

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書交付簿

年月日	氏名	住所	署名

令和　年　月　日

何広域連合長　氏　名　印

令和　年　月　日（　曜日）

令和　年　月　日（　曜日）

上記の者は何広域連合条例第九条第六項の規定による代表者であることを証明する。

令和　年　月　日

何広域連合長　何　何　様

備考　本証明書については、何広域連合条例第九条第六項の規定による代表者であることを証明する。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿

（表紙）

令和　年　月　日

（　都（何道府県）　郡（市）町（村）　）条例制定（改廃）請求者署名簿

（　第　冊　）

署名総数　　人　　名

番号	年月日	住所	氏名	代署者の住所	代署者の氏名	代署者に署名した理由	備考
無効							

署名の効力　第六の規則第六に掲げる事項に関する記載のないもの、代署者の住所の記載のないもの、代署者の氏名の記載のないもの、代署者に署名した理由の記載のないもの及び第七の規定による抹消されたものは、これを無効とする。

（裏面）

備考

一　本簿を編綴するに当たつては、各頁を編綴に適するように、連番を付すこと。

二　条例制定（改廃）請求者は、何広域連合条例第九条第六項の規定による代表者を定めるときは、その代表者の住所及び氏名を本簿の表紙の次に記載すること。

三　署名を欠いた代署者の住所及び氏名は、代署者の住所及び氏名の次に、代署者に署名した理由を記載すること。

四　署名の効力を否認するときは、その理由を本簿の備考欄に記載すること。

五　署名を抹消するときは、当該署名の上に二本の線を引き、抹消した旨を備考欄に記載すること。

六　署名を無効とするときは、当該署名の上に二本の線を引き、無効とした旨を備考欄に記載すること。

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

令和　年　月　日

（　何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿

（　第　冊　）

署名総数　　人　　名

番号	年月日	住所	氏名	代署者の住所	代署者の氏名	代署者に署名した理由	備考
無効							

署名の効力　第六の規則第六に掲げる事項に関する記載のないもの、代署者の住所の記載のないもの、代署者の氏名の記載のないもの、代署者に署名した理由の記載のないもの及び第七の規定による抹消されたものは、これを無効とする。

（裏面）

備考

一　本簿を編綴するに当たつては、各頁を編綴に適するように、連番を付すこと。

二　条例制定（改廃）請求者は、何広域連合条例第九条第六項の規定による代表者を定めるときは、その代表者の住所及び氏名を本簿の表紙の次に記載すること。

三　署名を欠いた代署者の住所及び氏名は、代署者の住所及び氏名の次に、代署者に署名した理由を記載すること。

四　署名の効力を否認するときは、その理由を本簿の備考欄に記載すること。

五　署名を抹消するときは、当該署名の上に二本の線を引き、抹消した旨を備考欄に記載すること。

六　署名を無効とするときは、当該署名の上に二本の線を引き、無効とした旨を備考欄に記載すること。

備考

一　本署名簿に署名した者は、全員を属署名する。

二　条例制定の代表者（法第百七十四条第四項の規定により条例制定の代表者となつた者をいう。）が法第百七十四条第四項の規定により代表者の変更をしたときは、その旨を本署名簿に記載すること。

三　署名簿は、署名を集めた代表者（代表者が法第百七十四条第四項の規定により代表者の変更をしたときは、その変更前の代表者）において、これを地方自治法施行令第一百七条の二に規定する選挙人名簿の調製に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出すること。

四　地方自治法施行令第一百七条の二に規定する選挙人名簿の調製に関する事務を管理する選挙管理委員会は、署名簿の提出があつたときは、その日から起算して十日以内に、署名簿に署名した者が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかを調査すること。

五　署名簿の提出があつた日から起算して十日を経過した日（当該期間の末日が日曜日に当たるときは、その翌日）までに、署名簿の有効署名数（法第百七十四条第二項に規定する有効署名数をいう。）が法第百七十四条第二項に規定する数に達しないときは、この条例は、その日の翌日から起算して二年を経過するまでの間、これを改正し、又は廃止することができない。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式（第九条関係）

[illegible]

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式（第九条関係）

[illegible]

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名審査録様式（第九条関係）

[illegible]

何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査録様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査録様式（第九条関係）

一　署名簿の受理年月日　令和何年何月何日　何広域連合条例制定（改廃）請求

二　署名簿の内容　令和何年何月何日

三　署名簿の提出者　何広域連合条例制定（改廃）請求代表者

四　署名簿の提出者の資格　何広域連合条例第何条第何項の規定による選挙

五　署名簿の提出者の資格の有無　何広域連合条例第何条第何項の規定による選挙

六　署名簿の提出者の資格の有無の調査年月日　令和何年何月何日

七　署名簿の提出者の資格の有無の調査の方法　署名簿に記載された住所を調査

八　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果　署名簿に記載された住所を調査

九　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由　署名簿に記載された住所を調査

十　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

十一　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

十二　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

十三　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

十四　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

十五　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

十六　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

十七　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

十八　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

十九　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

二十　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

二十一　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

二十二　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

二十三　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

二十四　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

二十五　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

二十六　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

二十七　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

二十八　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

二十九　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

三十　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

三十一　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

三十二　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

三十三　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

三十四　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

三十五　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

三十六　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

三十七　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

三十八　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

三十九　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

四十　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

四十一　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

四十二　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

四十三　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

四十四　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

四十五　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

四十六　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細　署名簿に記載された住所を調査

四十七　署名簿の提出者の資格の有無の調査の結果の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由の詳細の理由　署名簿に記載された住所を調査

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式（第九条関係）

長何広域連合長　何　何　何

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式（第九条関係）

（様）

何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書

何広域連合条例制定（改廃）請求に係る署名に関し、何広域連合条例制定（改廃）請求代表者（氏名）から、何広域連合条例制定（改廃）請求に係る条例（以下「条例」という。）の案（条例の改廃の案）に関する説明を受けた者（以下「説明者」という。）が、当該説明を行ったことを証します。

（説明者）

（住所）

（氏名）　　印

（年月日）

（説明者）

何広域連合長　様

令和　年　月　日

何広域連合長　何　何　何

【（平成二十六年の改正）

（附則第二十条の二の規定による改廃）

（附則第二十条の二の規定による改廃）

（附則第二十条の二の規定による改廃

何広域連合事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求書（第十七条の九関係）

事務監査の要求事項（以下「甲」）

一　請求の要旨（以下「乙」）

二　監査を行う機関に監査に代る勧告を求める事項（以下「丙」）

三　請求者

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

おのおのは、何広域連合条例第十七条の九第一項の規定により、事務監査の請求をするに当たり、甲、乙、丙を連名で、同条第二項に規定する代表者として、次の者を選定する。

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

何広域連合の代表者

備考　本請求書又はこれの写は、何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）に次のように記載すべきことを証明（する）。

一　選定された代表者の住所、氏名

二　代表者が自己に代表を選定したことを証明（する）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

選定代表者証明（以下「甲」）

代表者選定（以下「乙」）

選定代表者

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

おのおのは、何広域連合条例第十七条の九第二項の規定により、事務監査の請求をするに当たり、甲、乙を連名で、同条第二項に規定する代表者として、次の者を選定する。

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

何広域連合の代表者

備考　選定代表者証明（以下「甲」）及び代表者選定（以下「乙」）は、何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）に次のように記載すべきことを証明（する）。

一　選定された代表者の住所、氏名

二　代表者が自己に代表を選定したことを証明（する）

何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求代表者証明書（第十七条の九関係）

事務監査の請求事項（以下「甲」）

一　請求の要旨（以下「乙」）

二　監査を行う機関に監査に代る勧告を求める事項（以下「丙」）

三　請求者

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

おのおのは、何広域連合条例第十七条の九第一項の規定により、事務監査の請求をするに当たり、甲、乙、丙を連名で、同条第二項に規定する代表者として、次の者を選定する。

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

何広域連合の代表者

備考　本請求書又はこれの写は、何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）に次のように記載すべきことを証明（する）。

一　選定された代表者の住所、氏名

二　代表者が自己に代表を選定したことを証明（する）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十七条の十四関係）

職員措置請求書（第十七条の十四関係）

一　監査を行う機関に監査に代る勧告を求める事項（以下「甲」）

二　請求者

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、職員措置請求をするに当たり、甲、乙を連名で、同条第二項に規定する代表者として、次の者を選定する。

年　月　日（西暦）　住所　氏名　㊞

何広域連合の代表者

備考　氏名は自署すべき。住所は自署すべき。

予算の調製の様式（第十四条関係）

予算の調製の様式(第十四条関係)

何年度(普通地方公共団体名)一般会計予算

何年度(普通地方公共団体名)の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ何千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条　地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、何千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　何　々

何年何月何日　提出

(何都(道府県)知事)(何郡(道府県)何市(町村)長)

氏　　名

備考　1　特別会計に属する予算(地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける事業に係るものを除く。)は、この様式に準じて、これを調製すること。ただし、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者事業に係る特別会計については、必要に応じ、この様式を変更することができること。

2　補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて、これを調製すること。

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円
1　何　々		
	1　何　々	
	2　何　々	
2　何　々		
	1　何　々	
	2　何　々	
歳入合計		

歳　出

款	項	金額
		千円
1　何　々		
	1　何　々	
	2　何　々	
2　何　々		
	1　何　々	
	2　何　々	
歳出合計		

第2表　継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1　何　々	1　何　々				
2　何　々	1　何　々				

第3表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1　何　々	1　何　々		
2　何　々	1　何　々		

備考　1　事業名の欄には、具体的な事業の名称を記載すること。

2　金額の欄には、当該事業に係る金額を記載すること。

第4表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円

備考　1　期間及び限度額の欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。

2　限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

第5表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
計				

備考　1　起債の目的の欄には、地方債資金によって執行する事業の名称を記載すること。

2　利率の欄には、年利によりを記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合は、文言で記載することができること。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分(第十五条関係)

歳入					
都道府県			市町村		
款	項	目	款	項	目
1　県(道府県)税			1　市(町村)税		
	1　道府県民税			1　市町村民税	
		1　個人 2　法人 3　均等割			1　個人 2　法人
				2　固定資産税	
	2　事業税				1　固定資産税 2　固有資産等所在市町村交付金及び納付金
		1　個人			
		2　法人		3　軽自動車税	
	3　地方消費税				1　環境性能割 2　種別割
		1　譲渡割		4　市町村たばこ税	
		2　貨物割			1　市町村たばこ税
	4　不動産取得税			5　鉱産税	
		1　不動産取得税			1　鉱産税
	5　道府県たばこ税			6　特別土地保有税	
		1　道府県たばこ税			1　特別土地保有税
	6　ゴルフ場利用税			7　入湯税	
		1　ゴルフ場利用税			1　入湯税
	7　軽油引取税			8　事業所税	

	8 自動車税	1 軽油引取税		9 都市計画税	1 事業所税	
		1 煙草税			1 都市計画税	
		2 鉱 区 税		10 水利地益税	1 水利地益税	
	9 鉱 区 税	1 鉱 区 税		11 共同地役税	1 共同地役税	
	10 固定資産税	1 固定資産税		12 何 税	1 何 税	
		2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金		13 旧法による税	1 何 税	
	11 狩猟税	1 狩猟税				
	12 水利地益税	1 水利地益税				
	13 何 税	1 何 税				
	14 旧法による税	1 何 税				
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	2 地方譲与税	1 地方譲与税		
3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税				
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税				
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税				
	4 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税				
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税				

				自動車税		
				2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税	
				3 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	
			3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金	
			4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金	
			5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	
			6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	

			7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	
			8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金	9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金	
5 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	
7 分担金及び負担金	1 分 担 金	1 農林水産業費分担	12 分担金及び負担金	1 分 担 金	1 農林水産業費分担	

		金				金
	2 負 担 金	2 河川費分担金		2 負 担 金	2 河川費分担金	
		1 土木費負担金			1 土木費負担金	
		2 河川費負担金			2 河川費負担金	
8 使用料及び手数料	1 使 用 料	1 民生使用料	13 使用料及び手数料	1 使 用 料	1 民生使用料	
		2 河川使用料			2 河川使用料	
	2 手 数 料	1 総務手数料		2 手 数 料	1 総務手数料	
		2 河川手数料			2 河川手数料	
9 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金	14 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金	
		2 河川費国庫負担金			2 河川費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 土木費国庫補助金		2 国庫補助金	1 土木費国庫補助金	
		2 河川費国庫補助金			2 河川費国庫補助金	
	3 委 託 金	1 総務費委託金		3 委 託 金	1 総務費委託金	
		2 河川費委託金			2 河川費委託金	
			15 都(道府県)支出金	1 都(道府県)負担		

					金		1 民生費都（道府県）負担金 2 衛生費都（道府県）負担金
					2 都（道府県）補助金		1 土木費都（道府県）補助金 2 衛生費都（道府県）補助金
					3 委託金		1 総務費委託金 2 衛生費委託金
10 財産収入				16 財産収入			
	1 財産運用収入		1 財産貸付収入 2 利子及び配当金		1 財産運用収入		1 財産貸付収入 2 利子及び配当金
	2 財産売払収入		1 不動産売払収入 2 物品売払収入 3 生産物売払収入		2 財産売払収入		1 不動産売払収入 2 物品売払収入 3 生産物売払収入
11 寄附金	1 寄附金		1 一般寄附金 2 何寄附金	17 寄附金	1 寄附金		1 一般寄附金 2 何寄附金
12 繰入金				18 繰入金			

	1 特別会計繰入金		1 何特別会計繰入金		1 特別会計繰入金		1 何特別会計繰入金
	2 基金繰入金		1 何基金繰入金		2 基金繰入金		1 何基金繰入金
					3 財産区繰入金		1 何財産区繰入金
13 繰越金				19 繰越金			
	1 繰越金		1 繰越金		1 繰越金		1 繰越金
14 諸収入				20 諸収入			
	1 延滞金、加算金及び過料等		1 延滞金 2 加算金 3 過料等		1 延滞金、加算金及び過料		1 延滞金 2 加算金 3 過料
	2 都（道府県）預金利子		1 都（道府県）預金利子		2 市（町村）預金利子		1 市（町村）預金利子
	3 公営企業貸付金元利収入		1 何公営企業貸付金元利収入		3 公営企業貸付金元利収入		1 何公営企業貸付金元利収入
	4 貸付金元利収入		1 何貸付金元利収入		4 貸付金元利収入		1 何貸付金元利収入
	5 受託事業収入		1 何受託事業収入		5 受託事業収入		1 何受託事業収入
	6 収益事業				6 収益事業		

	収入		1 宝くじ収入 2 何		収入		1 宝くじ収入 2 何
	7 利子割精算金収入		1 利子割精算金収入				
	8 雑 入		1 滞納処分費 2 延滞金 3 過料金及び延納利息 4 小切手未払賃金組入れ 5 雑 入		7 雑 入		1 滞納処分費 2 延滞金 3 過料金及び延納利息 4 小切手未払賃金組入れ 5 雑 入
15 都（道府県）債				21 市（町村）債			
	1 都（道府県）債		1 土木債 2 何 債		1 市（町村）債		1 土木債 2 何 債

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第6条の3第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税		を
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税		
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税		
	4 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税		
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	」	

3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税		と
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税		
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税		
	4 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税		
	5 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税		
	6 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税		
4 市町村たばこ税都道府県交付金	1 市町村たばこ税都道府県交付金	1 市町村たばこ税都道府県交付金	」	

すること。

2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するパルプ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、

2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税		

		2 自動車重量譲与税	1 地方揮発油譲与税	
			1 自動車重量譲与税	
		3 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	
	3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金	
	4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金	
	5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	を
	6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	
	7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	
	8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	」
「	2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	

		2 自動車重量譲与税	税	
			1 自動車重量譲与税	
		3 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	
		4 特別とん譲与税	1 特別とん譲与税	
		5 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税	
		6 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税	
	3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金	
	4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金	
	5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	
	6 分離課税所得割交付金	1 分離課税所得割交付金	1 分離課税所得割交付金	と
	7 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	
	8 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金		

			1 地方消費税交付金	
	9 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	
	10 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	
	11 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 特例による軽油引取税交付金	
	12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	」

すること。

3 国庫支出金等の過年度分については、歳入の項中に「過年度収入」の目を設けることができること。

4 1又は数個の使用料又は手数料のみを総括による収入の方法により歳入する市町村にあつては、1又 使用料及び手数料の款中2 手数料の項の次に次のように項及び目を加えることができること。

	3 総括収入	1 総括収入

5 特別会計に係る歳入予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。

改	出
郵 送 料	市 町 村

款	項	目	款	項	目
1 議会費	1 議 会 費	1 議 会 費 2 事務局費	1 議会費	1 議 会 費	1 議 会 費
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費 2 人事管理費 3 広 報 費 4 文 書 費 5 財政管理費 6 会計管理費 7 財産管理費 8 支庁及び地方事務所費 9 恩給及び退職年金費 10 諸 費	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費 2 文書広報費 3 財政管理費 4 会計管理費 5 財産管理費 6 企 画 費 7 支所及び出張所費 8 公平委員会費 9 恩給及び退職年金費
	2 企 画 費	1 企画総務費 2 計画調査費			
	3 徴 税 費	1 税務総務費 2 賦課徴収		2 徴 税 費	1 税務総務費 2 賦課徴収

3 民生費	1 社会福祉費			3 民生費	1 社会福祉費		
		3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費			3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費
		4 選挙費	1 選挙管理委員会費 2 選挙啓発費 3 何選挙費			4 選挙費	1 選挙管理委員会費 2 選挙啓発費 3 何選挙費
		5 統計調査費	1 統計調査総務費 2 何統計費			5 統計調査費	1 統計調査総務費 2 何統計費
		6 監査委員費	1 監査委員費			6 監査委員費	1 監査委員費

4 衛生費	1 公衆衛生費			4 衛生費	1 保健衛生費		
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費 2 児童措置費 3 母子福祉費 4 児童福祉施設費			2 児童福祉費	1 児童福祉総務費 2 児童措置費 3 母子福祉費 4 児童福祉施設費
		3 生活保護費	1 生活保護総務費 2 扶助費 3 生活保護施設費			3 生活保護費	1 生活保護総務費 2 扶助費 3 生活保護施設費
		4 災害救助費	1 救助費 2 備蓄費			4 災害救助費	1 災害救助費

5 労働費	1 労政費			5 労働費	1 労政費		
		2 職業訓練費	1 職業訓練総務費 2 職業訓練校費			2 職業訓練費	1 職業訓練総務費 2 職業訓練校費
		3 失業対策費	1 失業対策総務費 2 一般失業対策事業費			3 失業対策費	1 失業対策総務費 2 一般失業対策事業費
		4 労働委員会費	1 委員会費 2 事務局費			4 労働委員会費	1 労働委員会費

6 農林水産業費	1 農業費			6 農林水産業費	1 農業費		
		2 農業総務費	1 農業総務費 2 農業改良普及費			2 農業総務費	1 農業委員会費 2 農業総務費
		3 農業振興費	1 農作物対策費 2 肥料対策費 3 植物防疫費 4 農業施設共済保険費 5 農業共済団体保険費			3 農業振興費	3 農業振興費 4 畜産業費 5 農地費

6 農林水産業費	1 農業費			6 農林水産業費	1 農業費		
		2 農業総務費	1 農業総務費 2 農業改良普及費			2 農業総務費	1 農業委員会費 2 農業総務費
		3 農業振興費	1 農作物対策費 2 肥料対策費 3 植物防疫費 4 農業施設共済保険費 5 農業共済団体保険費			3 農業振興費	3 農業振興費 4 畜産業費 5 農地費

	2 畜産業費	9 食糧管理費 10 農業試験場費 11 家畜費				
		1 畜産総務費 2 畜産振興費 3 栄養保健衛生費 4 畜産試験場費				
	3 農地費	1 農地総務費 2 土地改良費 2 農地調査事業費 4 開発及び開拓事業費 5 干拓事業費 6 農地調整費				
	4 林業費	1 林業総務費 2 林業振興費 3 森林病害虫防除費 4 造林費 5 林道費 6 治山費 7 林業試験場費		2 林業費	1 林業総務費 2 林業振興費	

7 商工費	3 水産業費	8 防風費		3 水産業費	1 水産業総務費 2 水産業振興費 3 漁港管理費 4 漁港建設費	
		1 水産業総務費 2 水産業振興費 3 水産業協同組合助成費 4 漁業調整費 5 漁業取締費 6 水産試験場費 7 漁港管理費 8 漁港建設費				
	1 商業費	1 商業総務費 2 商業振興費 3 家具振興費 4 物産あっせん費	7 商工費	1 商工費	1 商工総務費 2 商工業振興費 3 職安費	
	2 工鉱業費	1 工鉱業総務費 2 中小企業振興費 3 就労不能者ガス等防止補費 4 計量検定費 5 工業試験場費				
		6 産業振興費				

8 土木費	3 観光費	1 観光費	8 土木費	3 土木管理費	1 土木総務費	
	1 土木管理費	1 土木総務費 2 土木諸費 3 建設業許可事務費 4 建築指導費				
	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 2 道路新設改良費 4 橋りょう維持費 5 橋りょう新設改良費		2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 4 橋りょう維持費 5 橋りょう新設改良費	
	3 河川海岸費	1 河川総務費 2 河川改良費 3 砂防費 4 海岸保全費		3 河川費	1 河川総務費	

9 警察費	4 港湾費	5 水防費		4 港湾費	1 港湾管理費 2 港湾建設費	
		1 港湾管理費 2 港湾建設費				
	5 都市計画費	1 都市計画総務費 2 土地区画整理費 3 街路事業費 4 公園費		5 都市計画費	1 都市計画総務費 2 土地区画整理費 3 街路事業費 4 公共下水道費 5 都市下水路費 6 公園費	
	6 住宅費	1 住宅管理費 2 住宅建設費		6 住宅費	1 住宅管理費 2 住宅建設費	
	1 警察管理費	1 公安委員会費 2 警察本部費 3 防犯費 4 警察施設費 5 運転免許費 6 恩給及び	9 消防費	1 消防費	1 常備消防費 2 非常備消防費 3 消防施設費 4 水防費	

			退職年金費				
	2 警察活動費						
			1 一般警察活動費				
			2 所轄警察費				
			3 交通指導取締費				
10 教育費				10 教育費			
	1 教育総務費				1 教育総務費		
			1 教育委員会費				1 教育委員会費
			※				※
			2 事務局費				2 事務局費
			3 教職員人事費				3 恩給及び退職年金費
			4 教育連絡調整費				
			5 教育研究所費				
			6 恩給及び退職年金費				
	2 小学校費				2 小学校費		
			※				※
			1 教職員費				1 学校管理費
			2 教育振興費				2 教育振興費
							3 学校建設費
	3 中学校費				3 中学校費		
			※				※
			1 教職員費				1 学校管理費
			2 教育振興費				2 教育振興費
							3 学校建設費

	4 高等学校費				4 高等学校費		
			※				※
			1 高等学校総務費				1 高等学校総務費
			2 全日制高等学校管理費				2 全日制高等学校管理費
			3 定時制高等学校管理費				3 定時制高等学校管理費
			4 教育振興費				4 教育振興費
			5 学校建設費				5 学校建設費
			6 通信教育費				
	5 特別支援学校費				5 幼稚園費		
			※				※
			1 特別支援学校費				1 幼稚園費
	6 社会教育費				6 社会教育費		
			※				※
			1 社会教育総務費				1 社会教育総務費
			2 成績奨励費				2 公民館費
			3 文化財保護費				3 図書館費
			4 図書館費				
	7 保健体育費				7 保健体育費		
			※				※
			1 保健体育総務費				1 保健体育総務費
			2 体育振興費				2 体育施設費
			3 体育施設費				
11 災害復旧費				11 災害復旧費			

	1 農林水産施設災害復旧費				1 農林水産施設災害復旧費		
			1 河川災害復旧費				1 河川災害復旧費
	2 河川施設災害復旧費				2 河川施設災害復旧費		
			1 河川災害復旧費				1 河川災害復旧費
12 公債費				12 公債費			
	1 公 債 費				1 公 債 費		
			1 元 金				1 元 金
			2 利 子				2 利 子
13 諸支出金			3 公債諸費	13 諸支出金			3 公債諸費
	1 普通財産取得費				1 普通財産取得費		
			1 河川取得費				1 河川取得費
	2 公営企業貸付金				2 公営企業貸付金		
			1 河川営企業貸付金				1 河川営企業貸付金
	3 地方消費税清算金						
			1 地方消費税清算金				
	4 利子割交付金						
			1 利子割交付金				
	5 配当割交付金						
			1 配当割交付金				
	6 株式等譲渡所得割交付金						
			1 株式等譲渡所得割交付金				
	7 法人事業税交付金						

	8 地方消費税交付金						
			1 法人事業税交付金				
			1 地方消費税交付金				
	9 ゴルフ場利用税交付金						
			1 ゴルフ場利用税交付金				
	10 環境性能割交付金						
			1 環境性能割交付金				
	11 利子割精算金						
			1 利子割精算金				
14 予備費				14 予備費			
	1 予 備 費				1 予 備 費		
			1 予 備 費				1 予 備 費

備考 1 節、項定額の等行政種目の節のあるものについては、当該行政種目の節により必要な款又は項を設けることができること。
2 一般職の職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、※印を付している目に計上すること。
3 にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
4 にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
5 にかかわらず、会計年度任用職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び共済費は、当該事業の目に計上することができること。
6 特別会計に係る歳出予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。
7 地方税法第485条の2第1項の市町村にあつては、13 諸支出金の款中2 公営企業貸付金の項の次に次のように項及び目を加えること。

3 市町村たばこ税都道府県交付金	
	1 市町村たばこ税都道府県交付金

歳入予算に係る節の区分（第十五条関係）

歳入予算に係る節の区分(第十五条関係)

節の区分	節
県(道府県)税、市(町村)税	1　現年課税分 2　滞納繰越分 ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽油引取税とし、目の区分を環境性能割とするものについては、目と同一とする。
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 諸収金	目と同一とする。
その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)

款	項	節
1　議会費	議会費	議員報酬
	委員会費	委員報酬 執行機関である委員会の委員及び委員(常勤の者を除く。)に係る報酬
	非常勤職員費	非常勤職員報酬 その他の非常勤職員の報酬
2　総務費	特別職費	特別職報酬 知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに教育長、常勤の監査委員及び人事委員会の常勤の委員に係る報酬
	一般職費	一般職給 扶養手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿直手当 特殊勤務手当 地域手当 特地勤務手当 へき地手当 住居手当 単身赴任手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 給料の調整額 給料の特別調整額 条例又はこれに基づく条例に基づく手当
4　共済費		地方公務員共済組合に対する負担金 組織、給料及び賃金に係る社会保険料
5　災害補償費		療養補償費 休業補償費 傷病補償費 障害補償費 遺族補償費
6　恩給及び退職年金	恩給	恩給
	退職年金	普通恩給、増加恩給及び扶助料 退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金
7　報償費	報償金	報償に属するもの以外のもの(賞与金を含む。)
	賞賜金	賞賜金
	賞与金	賞与金
8　旅費	費用弁償	議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償
	普通旅費	普通旅費
	特別旅費	特別旅費
9　交際費		
10　需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数品が年度におたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材
	燃料費	被服、庁事等の庁用燃料及び自動車用燃料費
	食糧費	食糧費
	印刷製本費	印刷製本費
	光熱水費	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料
	修繕料	備品の修繕費しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び営繕等の小修繕で工事請負費に至らないもの
	賄材料費	賄材料費
	賄料費	賄料費
	医薬材料費	医薬材料費
11　役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料及び運搬料
	保管料	保管料
	広告料	広告料
	手数料	手数料
	筆耕翻訳料	筆耕、翻訳及び速記料
	火災保険料	火災保険料
	自動車損害保険料	自動車損害保険料
12　委託料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
13　使用料及び賃借料		
14　工事請負費	河川工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
15　原材料費	工事材料費	工事材料費
	加工用原料費	加工用原料費
16　公有財産購入費	建物購入費	建物購入費
	土地購入費	土地購入費
	家屋購入費	家屋購入費
	船舶、航空機等購入費	船舶、航空機等購入費
17　備品購入費	庁用器具費	庁用器具費
	機械器具費	機械器具費
	動物購入費	動物購入費 消耗品以外の動物
18　負担金、補助及び交付金	負担金	負担金
	補助金	補助金
	交付金	交付金
19　扶助費	生活扶助費	生活扶助費
	児童扶助費	児童扶助費
20　貸付金		
21　補償、補填及び賠償金	補償金	補償金
	補填金	補填金 欠損補填金及び埋上充当金
	賠償金	賠償金
22　償還金、利子及び割引料	償還金	償還金 地方債の元金償還金、税収入等の還付金
	小切手支払未済償還金	小切手支払未済償還金
	利子及び割引料	利子及び割引料 地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
	還付加算金	還付加算金
23　投資及び出資金		有価証券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定義に係る出えん金等
24　積立金		
25　寄附金		
26　公債費		
27　繰出金		他会計への繰出し

備考　1　節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。

2　節の細目の番号は、これを変更することができないこと。

3　歳出予算を配分するときは、款項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行なうことができること。

予算に関する説明書様式(第十五条の二関係)

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

(歳　入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1　何　々	千円	千円	千円
2　何　々			
歳入合計			

(歳　出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(都道府県)支出金	地方債	その他	
1　何　々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2　何　々							
歳出合計							

備　考　1　前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
　　2　補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

2　歳　入

(款)　何　々

(項)　何　々

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1　何　々	千円	千円	千円	何　々	千円	
				何　々		
2　何　々				何　々		
				何　々		
計						

備　考　1　前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
　　2　説明欄には、収入見込額の算出基礎、税(料)率その他参考となる事項を記載することができること。
　　3　補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

3　歳　出

(款)　何　々

(項)　何　々

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国(都道府県)支出金	地方債	その他				
1　何　々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	何　々	千円	
								何　々		
2　何　々								何　々		
								何　々		
計										

備　考　1　前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
　　2　説明欄には、予算を計上した目の内訳その他参考となる事項を記載することができること。
　　3　補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

給　与　費　明　細　書

1　特別職

区分		職員数(人)	給与費							共済費(千円)	合計(千円)	備考
			報酬(千円)	給料(千円)	期末手当(千円)年間支給率(月分)	地域手当(千円)	寒冷地手当(千円)	その他の手当(千円)	計(千円)			
本年度	長等											
	議員											
	その他の特別職											
	計											
前年度	長等											
	議員											
	その他の特別職											
	計											
比較	長等											
	議員											
	その他の特別職											
	計											

備考　1　長等とは知事(市町村長)及び副知事(副市町村長)をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
　　2　この表は、報酬又は給料をもつて支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
　　3　給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2　一般職

(1)　総括

区分	職員数(人)	給与費				共済費(千円)	合計(千円)	備考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)			
本年度	(　)							
前年度	(　)							
比較	(　)							

職員手当の内訳	区分	何手当(千円)	何手当(千円)	何手当(千円)	何手当(千円)	何手当(千円)	何手当(千円)		
	本年度								
	前年度								
	比較								

備考　1　この表は、報酬又は給料をもつて支弁される一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
　　2　(　)内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。
2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区分		何々職	何々職		
年 月 日現在	平均給料月額(円)				
	平均給与月額(円)				
	平均年齢(歳)				
年 月 日現在	平均給料月額(円)				
	平均給与月額(円)				
	平均年齢(歳)				

イ 初任給

区分	何々職(円)	何々職(円)			国の制度			
					何々職(円)	何々職(円)		
高校卒								
大学卒								

ウ 級別職員数

区分	何々職			何々職				
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)		
年 月 日現在	何級	( )	( )	何級	( )	( )		
	何級	( )	( )	何級	( )	( )		
	計	( )	( )	計	( )	( )		
年 月 日現在	何級	( )	( )	何級	( )	( )		
	何級	( )	( )	何級	( )	( )		
	計	( )	( )	計	( )	( )		

(級別の基準となる職務)

区分	何級	何級		
何々職				

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種			
				何々職	何々職		
本年度	職員数(A)(人)						
	昇給に係る職員数(B)(人)						
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
		6号給(人)					
		8号給(人)					
		何号給(人)					
	比率(B)/(A) (%)						
前年度	職員数(A)(人)						
	昇給に係る職員数(B)(人)						
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
		6号給(人)					
		8号給(人)					
		何号給(人)					
	比率(B)/(A) (%)						

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の役階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	( )	( )	( )		
前年度	( )	( )	( )		
国の制度	( )	( )	( )		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等						
国の制度(支給率等)						

キ 地域手当

支給対象地域					
支給率(%)					
支給対象職員数 (人)					
国の指定基準に基づく支給率(%)					

ク　特殊勤務手当

区　　分	全　職　種	代　表　的　な　職　種		
		何　々　職	何　々　職	
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%) (　　年　　月　　日現在)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ　その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶　養　手　当		
住　居　手　当		
通　勤　手　当		

備考　1　「ア　職員1人当たり給与」、「イ　初任給」、「ウ　級別職員数」、「エ　昇給」及び「ク　特殊勤務手当」の何々職の区分は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
2　「ア　職員1人当たり給与」及び「ウ　級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク　特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。
3　「ア　職員1人あたり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
4　「ア　職員1人当たり給与」の平均給与月額は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
5　「イ　初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
6　「ウ　級別職員数」の(　)内には、短時間勤務職員について外書きすること。

7　「ウ　級別職員数」の「(級別の基準となる職務)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
8　「エ　昇給」の職員数欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
9　「オ　期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期別支給率欄及び支給率計欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の(　)内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
10　「キ　地域手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の指定基準に基づく支給率の区分により分別して記載すること。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の遂行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前年度末までの支出額	前年度までの支出(見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国(都道府県)支出金	地方債	その他							
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
1 何々	1 何々													
			計											
2 何々	1 何々													
			計											

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国(都道府県)支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円

備考　限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 土木					
(2) 農林水産					
(3) 教育					
(4) 公営住宅					
(5) 何々					
2 災害復旧債					
(1) 土木					
(2) 農林水産					
(3) 公営住宅					
(4) 何々					
3 その他					
(1) 転貸債					
(2) 歳入欠かん債					
(3) 退職手当債					
(4) 何々					
合計					

備考　借替債で他の地方債の区分により区分することができないものについては、3　その他の項に借替債の区分を設けて記載すること。

継続費繰越計算書様式（第十五条の三関係）

継続費繰越計算書様式(第十五条の三関係)

何年度(普通地方公共団体名)継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	何年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国(都道府県)支出金	地方債	その他
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 何々	1 何々												

何年何月何日提出
〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏　　名

備　考　1　支出済額及び支出見込額の欄には、当該年度の支出済額及び支出負担行為済みの金額で支出未済の金額を記載すること。
2　左の財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源の予定を記載すること。したがつて、特定財源の欄には、当該年度における継続費の特定財源のうち調定未済又は調定済未納であつて翌年度に繰り越すものを計上すること。
3　地方自治法第220条第3項ただし書の規定により継続費に係る歳出予算の金額を繰り越したものについては、「翌年度繰越額」とあるのは「翌年度繰越額」と読み替えるものとすること。

継続費精算報告書様式（第十五条の三関係）

継続費精算報告書様式(第十五条の三関係)

何年度(普通地方公共団体名)継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				実出済額	左の財源内訳				年割額と出額支済の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国(都道府県)支出金	地方債	その他			国(都道府県)支出金	地方債	その他			国(都道府県)支出金	地方債	その他	
1 何々	1 何々			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			計															
2 何々	1 何々																	
			計															

何年何月何日提出
〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏　　名

繰越明許費繰越計算書様式（第十五条の四関係）

繰越明許費繰越計算書様式(第十五条の四関係)

何年度(普通地方公共団体名)繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						何々	
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円
2 何々	1 何々						

何年何月何日提出
〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕
氏　　名

備考　未収入特定財源の欄には、調定未済額及び調定済未収入額を記載すること。

事故繰越し繰越計算書様式（第十五条の五関係）

事故繰越し繰越計算書様式(第十五条の五関係)

何年度(普通地方公共団体名)事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
										何々		
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円		円	
2 何々	1 何々											

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏　　名

備考　説明の欄には、事故繰越しの理由を記載すること。

決算の調製の様式（第十六条関係）

決算の調製の様式(第十六条関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算書

歳　入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 何々		円	円	円	円	円	円
	1 何々						
	2 何々						
2 何々							
	1 何々						
	2 何々						
歳入合計							

歳　出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 何々		円	円	円	円	円
	1 何々					
	2 何々					
2 何々						
	1 何々					
	2 何々					
歳出合計						

歳入歳出差引残額　　円

うち基金繰入額　　円

又は

歳入歳出差引歳入不足額　　円

このため翌年度歳入繰上充用金　　円

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏　　名

歳入歳出決算事項別明細書様式（第十六条の二関係）

歳入歳出決算事項別明細書様式(第十六条の二関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算事項別明細書

歳　入

款	項	目	予算現額						調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節 区分	節 金額					
1 何々			円	円	円	円		円	円	円	円	円	
	1 何々												
		1 何々											
							何々						
2 何々													
	1 何々												
		1 何々											
							何々						
歳入合計													

備考　歳入の予算現額欄のうち継続費及び繰越事業費繰越財源充当額については、未収入特定財源を当該特定財源の科目の項の当該欄にその他を繰越金の項の当該欄に記載すること。

歳入歳出決算事項別明細書様式（第十六条の二関係）

歳　出

款	項	目	予算現額							出納整理期間支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額		継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越し		
1 何々			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
	1 何々														
		1 何々													
								何々							
2 何々															
	1 何々														
		1 何々													
								何々							
歳出合計															

備考　前年度からの繰越事業費について不用額を生じたときは、その旨備考欄に記載しなければならない。

実質収支に関する調書様式（第十六条の二関係）

実質収支に関する調書様式(第十六条の二関係)

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区分		金額
1 歳入総額		千円
2 歳出総額		
3 歳入歳出差引額		
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓欠繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実質収支額		
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

財産に関する調書様式（第十六条の二関係）

財産に関する調書様式(第十六条の二関係)

財 産 に 関 す る 調 書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

区分		土地(地積)			建物								
					本庁			他庁舎(借家)			延床面積計		
		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
		m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²	m²
本庁舎													
行政財産	警察(消防)施設												
	その他の施設												
公共用財産	学校												
	公営住宅												
	公園												
	その他の施設												
山林													
何々													
合計													

備考 1 この調書は、総務、行政財産及び普通財産に区分して作成すること。以下(3)までについて同じ。

2 道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については、この調書に記載することを要しないこと。

(2) 山林

土地の種別の区分	面積			立木の推定蓄積量		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	m²	m²	m²	m³	m³	m³
分収						
分収						
その他の種類による山の						
合計						

備考 面積の欄には、土地の種別の区分に対応する土地の面積を記載すること。

(3) 船舶

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
船舶	隻	隻	隻
	総トン	総トン	総トン
汽船	隻	隻	隻
汽艇	隻	隻	隻
ボート	隻	隻	隻
航空機	機	機	機

(4) 物権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
地上権	m²	m²	m²
地役権			
鉱業権			
何々			

(5) 無体財産権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
特許権	件	件	件
著作権			
何々			

(6) 有価証券

区分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
株式	千円	千円	千円
社債			
地方債証券			
国債証券			
何々			

(7) 出資による権利

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何々	千円	千円	千円

(8) 財産の信託の受益権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何々	件	件	件

備考 財産の信託の類型ごとに区分して記載すること。

2 物品

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
備品	台	台	台
何々			

備考 この調書は、重要な物品について必要に応じ記載すること。

3 債権

区分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
何貸付金	千円	千円	千円
何々			

備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。

4 基金

区分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不動産	土地 宅地	m²	m²	m²
	土地 何々	m²	m²	m²
	立木	m²	m²	m²
電話	何々			
電話	何々			
有価証券		千円	千円	千円
現金		千円	千円	千円

備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

申請書様式（第十八条関係）

申請書様式(第十八条関係)

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1　規約

2　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

3　構成員の名簿

4　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

5　申請者が代表者であることを証する書類

申請書様式（第十八条の二関係）

申請書様式（第十八条の二関係）

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第260条の39第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
・合併により消滅する認可地縁団体の名称
名　称

（別添書類）
1　合併後の認可地縁団体の規約
2　地方自治法第260条の39第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
3　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
4　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
5　合併しようとする各認可地縁団体の規約
6　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

届出書様式（第二十条関係）

届出書様式(第二十条関係)

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容

2　変更の年月日

3　変更の理由

台帳様式（第二十一条関係）

台帳様式(第二十一条関係)

地　縁　団　体　台　帳　(何市(町)(村))

枚数	名　称			代表者に関する事項		
			年　月　日認可 年　月　日告示	年　月　日 原　因 告　示　年　月　日	年　月　日 原　因 告　示　年　月　日	
			年　月　日認可 年　月　日告示	年　月　日	年　月　日	
	主たる事務所			年　月　日告示	年　月　日告示	
			年　月　日 年　月　日告示	年　月　日	年　月　日	
			年　月　日 年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	
			年　月　日 年　月　日告示	年　月　日	年　月　日	
	代表者に関する事項	年　月　日 原　因 告　示　年　月　日	年　月　日 原　因 告　示　年　月　日	年　月　日告示	年　月　日告示	
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
		年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
		年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
		年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	年　月　日告示	

認可年月日　　年　月　日

台帳を起こした年月日

年　月　日

名称等欄　　丁

名称	
規約に定める目的	

目的欄　　丁

名称	
区　　域	

区域欄　　丁

名称	
その他の事項	

その他欄　　丁

申請書様式（第二十二条関係）

申請書様式(第二十二条関係)

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1　規約変更の内容及び理由を記載した書類

2　規約変更を総会で議決したことを証する書類

届出書様式（第二十二条の二の三関係）

届出書様式（第二十二条の二の三関係）

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第１項及び第２項の規定による手続が終了したので、同条第３項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

・　地方自治法第260条の40第２項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第２項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

申請書様式（第二十二条の二の五関係）

申請書様式(第二十二条のこの五関係)

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項

・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

(別添書類)
1　申請不動産の登記事項証明書
2　申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
3　申請者が代表であることを証する書類
4　地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

申出書様式（第二十二条の三関係）

申出書様式(第二十二条の三関係)

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名
住　所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

2　異議を述べる登記関係者等の別
□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
□　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3　異議の内容(異議を述べる理由等)

(別添書類)
□　申請不動産の登記事項証明書
□　住民票の写し
□　その他の市町村長が必要と認める書類(　　)
(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

情報提供様式（第二十二条の四関係）

情報提供様式(第二十二条の四関係)

第　号

何年何月何日

(申請団体)　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

何市(町)(村)長

公告結果(承認)の情報提供について

地方自治法第260条の46第4項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

2　公告の結果
1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

通知書様式(第二十二条の五関係)

第　号
何年何月何日

(申請団体)　殿中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

何市(町)(村)長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第3項の規定に基づき通知します。

1　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　称	延床面積	所在地

・土地

地　目	面　積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

2　異議の内容等
(1)　異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2)　異議を述べた年月日
(3)　異議を述べた理由等